

## 議第70号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第14条の 3 ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第14条の 9 ただし書中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第17条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「第703条の 5 第 1 項」を「第703条の 5」に改め,「(当該世帯主を除く。)」を削り,「応じて地方税法施行令第56条の89第 1 項に規定する」を「245,000円を乗じて得た」に改め,同条第 2 項中「第703条の 5 第 1 項」を「第703条の5」に,「350,000円」を「450,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は,平成26年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は,平成26年度分の保険料から適用し,平成25年度分までの保険料については,なお従前の例による。

提案理由

保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の上限額を改定する等の必要があるので提案する。